

黒野城と加藤貞泰公研究会会則

(名 称)

第1条 本会は、「黒野城と加藤貞泰公研究会」と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を事務局長の居宅に置く。

(目 的)

第3条 本会は会員相互の親睦を図り、黒野城及び城下町の歴史と、城主加藤貞泰公の功績を研究し、その成果を地域住民に広報し、郷土への誇りを高め、地域の未来づくりに寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

① 郷土の歴史を発掘し、地域の未来への発展を図る。

② 会員の互助親睦を図る。

③ その他、本会の目的達成に必要なこと。

(役 員)

第5条 本会は、次の役員を置く。

① 会 長 1名 本会を代表し、会務を総括する。

② 副会長 1～2名 会長を補佐し、本会の運営を司り、会長に事故あ時は、その職務を代行する。

③ 幹 事 若干名 本会の運営に関与し、推進的役割を行う。

④ 顧 問 若干名 会務の円滑な運営を図る。

⑤ 事務局長・会計 2名 会務の執行を補佐し、会計を行う。兼務を妨げない。必要に応じ補助を置くことができる。

⑥ 監 査 1名 会計を監査する。

⑦ 相談役 若干名

(役員を選出)

第6条 役員は、会員の互選により選出する。

(役員の任期)

第7条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

(会 議)

第8条 定期会議は、原則として2か月に1回開催することとし、研究会の運営、役員決定等を行う。

(会 計)

第9条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

(会 費)

第10条 本会の会費は、年会費3,000円及び資料代3,000円(一回の資料代500円)とする。また、臨時に会費を徴収する必要がある場合は、定期会議の決定を経て徴収することができる。

ただし、新入会員については、加入年度に限り年会費を免除する。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、4月1日に始まり3月31日に終わる。

(決算報告)

第12条 決算は、会計年度終了後2か月以内に監査を経て会員に報告する。

(入 会)

第13条 本会に入会しようとする者は、会長に届け出なければならない。

(退 会)

第 14 条 本会を退会しようとする者は、会長に届け出なければならない。

(委 任)

第 15 条 本会則に定めるもののほか、必要な事項は細則で定める。

(付 則)

第 16 条 本会則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

改訂 平成 28 年 4 月 10 日

改訂 平成 29 年 1 月 23 日

改訂 平成 30 年 1 月 20 日

改訂 令和 2 年 1 月 18 日